平成２３年（フ）第６２号
山形県新庄市中道町14番地の２　中道ハイツＤ号室、前住所山形県新庄市石川町５番20号
債務者　早坂　和恵（旧姓栗田）
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第５４号
千葉県館山市船形789－１石田ハイツ１号室、住民票上の住所千葉県館山市船形1001番地の１
債務者　宮本　祐子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３０２号
長野県松本市大字寿小赤1032番地２
債務者　小林　道子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３０１号
釧路市新栄町４番８号　小松マンション201
債務者　渡辺　洋美
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３３９号
釧路市若松町16番２号　栄マンション２階
債務者　佐藤富美子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３４１号
釧路市共栄大通９丁目１番152号
債務者　宇藤喜代司
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３８２号
岡山県赤磐市桜が丘東４丁目４番地120、旧住所岡山県赤磐市桜が丘西２丁目６番31号
債務者　吾郷　孝司
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８３号
岡山県赤磐市桜が丘東４丁目４番地120、旧住所岡山県赤磐市桜が丘西２丁目６番31号
債務者　吾郷　由佳
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２４号
岡山県倉敷市児島小川町4169番地３
債務者　林　　弘和
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１３号
岡山市中区門田屋敷２丁目１番４号　グランディール門田屋敷305、旧住所岡山市南区藤田654番地　清水コーポＣ－２
債務者　谷川　　弘
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４８号
岡山県和気郡和気町大田原220番地２
債務者　大田原陽子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６７号
岡山市北区広瀬町２番40号　レオパレス広瀬町201号
債務者　真鍋　優作
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３号
大分県中津市大字中原337番地３
債務者　手島　和弘
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月20日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７６６８号
東京都西東京市下保谷１丁目８―15―201
債務者　高橋　周子（旧姓新倉）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６７６号
東京都渋谷区本町５丁目36―３
債務者　鈴木　貴士
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６８９号
東京都杉並区清水１丁目26―16―103
債務者　伊東　由美
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部